

# 財産に関する調書 記載例

## 財産に関する調書

〇〇年12月31日現在

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金	20,000	
有価証券		
未収入金		
貸付金	7,000	
土地	25,000	
建物	8,000	
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計 (A)	60,000	
負 債		
借入金	5,000	
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)	5,000	
(A) - (B)	55,000	

金額の裏付け書類が必要です。裏付け書類が添付されていないものは、資産として認められません。

実際に添付するものは、調書に記載した項目により異なります。

※「財産の裏付けとなる資料について」を参照

(A) - (B) の金額が事業報告書表6の自己資金の金額と一致していることを確認してください。

価額は千円単位で記入

貸付金の内訳書類の提出にあたっては、契約相手方の氏名や住所などプライバシーに関する情報は、提出用の写しの該当部分を黒塗りにするなど適切な措置をとってください。

また、顧客を識別できる番号で管理している場合は、当該番号とその顧客の当初貸付額、および12月末現在の貸付残高が確認可能な一覧表であれば、資料として取り扱います。この資料については、手元の台帳等から該当部分を転記したもので差し支えありません。

(記載上の注意)

- この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 単位は、千円とすること。
- 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。
- 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。
- 記載した項目それぞれについて、金額の裏付けとなる資料を添付すること。